

# 多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向

平成29年6月12日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省(自殺対策推進室) / 法務省

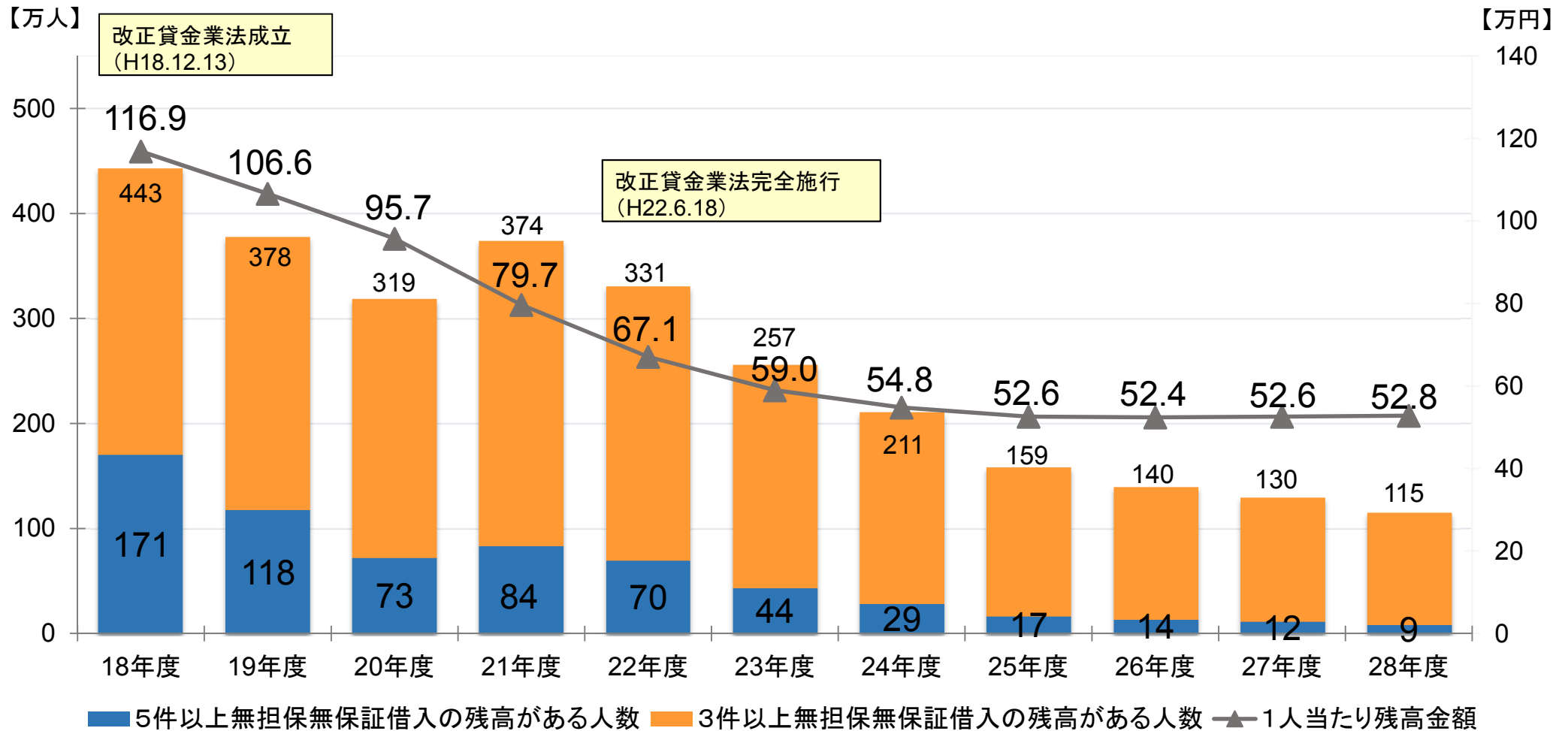
1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移	・・・	1
2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	・・・	3
3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況	・・・	4
4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況	・・・	6
5. 多重債務が原因とみられる自殺者数	・・・	8
6. 自然人の自己破産事件の新受件数	・・・	10
7. 国内銀行のカードローン等残高の推移	・・・	11
8. 銀行カードローンへの取組み	・・・	12
9. 銀行カードローンの改善に向けた取組みに関する発言(概要)	・・・	13
10. ギャンブル等依存症対策の動向	・・・	14

# 1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者

## 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移



# 【参考】 貸金業利用者に関する調査・研究（結果概要）

## 1. 調査内容

- (1) 調査期日 平成28年11月時点【前回：平成27年9月時点】
- (2) 調査対象 20～70代の男女（有効回収サンプル：(1)51,694サンプル、(2)～(4)4,427サンプル）
- (3) 調査手法 インターネットによるアンケート調査

## 2. 調査概要

### (1)「3年以内借入経験者」の割合

- 最近3年以内に「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「消費者金融からの借入れ」、「商工ローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験がある「3年以内借入経験者」は7.1%【前回比 0.2ポイント減】

### (2)「3年以内借入経験者」の借入目的

- 「3年以内借入経験者」の消費者金融の利用目的は「生活費不足の補填」が38.2%【前回比 4.6ポイント減】と最多、次いで「欲しいもの購入への資金不足のため」が25.0%【前回比 3.2ポイント増】、「遊ぶお金が不足のため」が19.9%【前回比 0.4ポイント減】

### (3)「3年以内借入経験者」の『無登録業者(ヤミ金融)』の利用経験

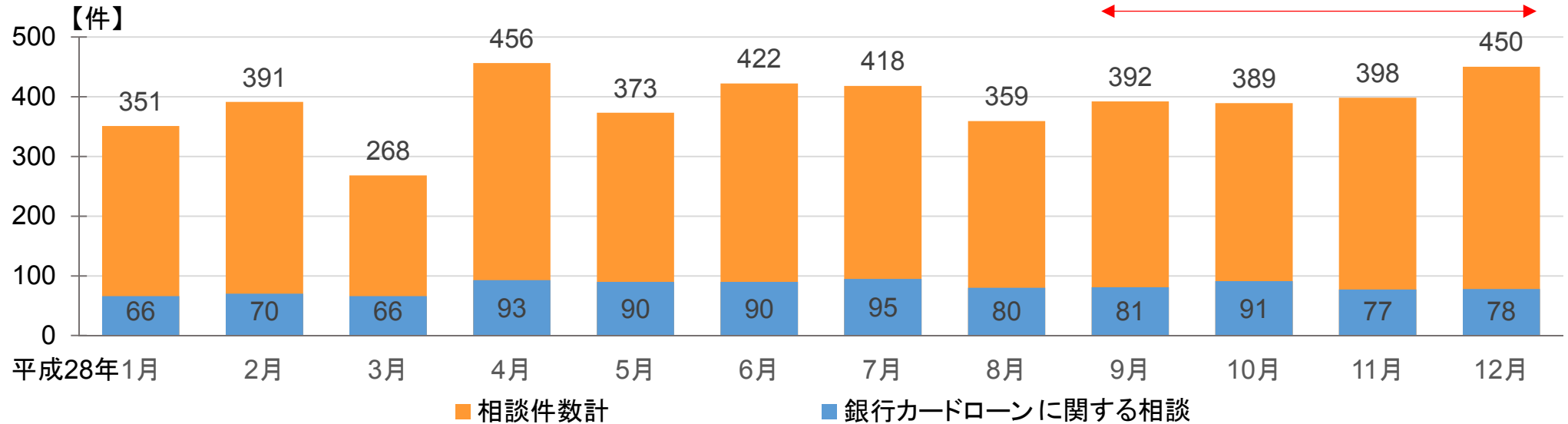
- 「3年以内借入経験者」のうち、『無登録業者(ヤミ金融)』の利用経験がある者は6.6%【前回比 3.2ポイント増】
- 利用目的は「貸金業者から断られたため」が32.1%【前回比 10.1ポイント増】と最多、次いで「借入れが限度額に達した」が29.0%【前回比 6.4ポイント減】、「親身に相談に乗ってくれるなど、対応が丁寧だったため」が16.7%【前回比 8.2ポイント増】

### (4) 銀行カードローン利用者の借入等の状況 **※新規調査**

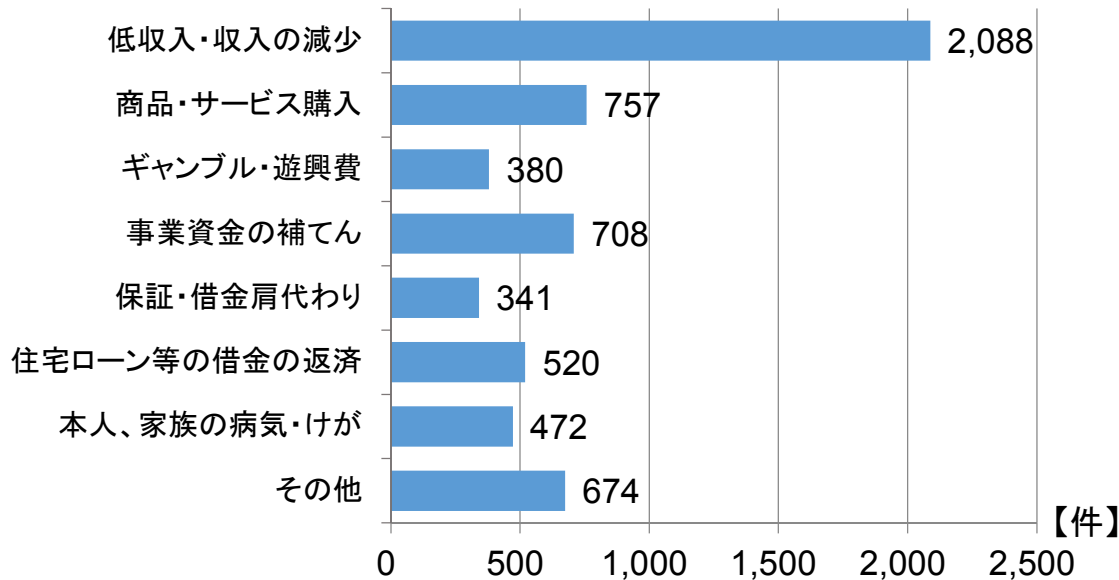
- 3年以内に銀行カードローンを利用した経験がある者は4.2%
- 利用目的は「生活費不足の補填」が41.8%と最多、次いで「クレジットカードの支払い資金不足の補填」が24.9%。なお「年収の3分の1まで借り入れ可能等の条件がないため」は4.5%
- 銀行カードローンを利用した経験がある者のうち、3年以内に貸金業者から借入れをした経験がある者は63.7%

## 2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況

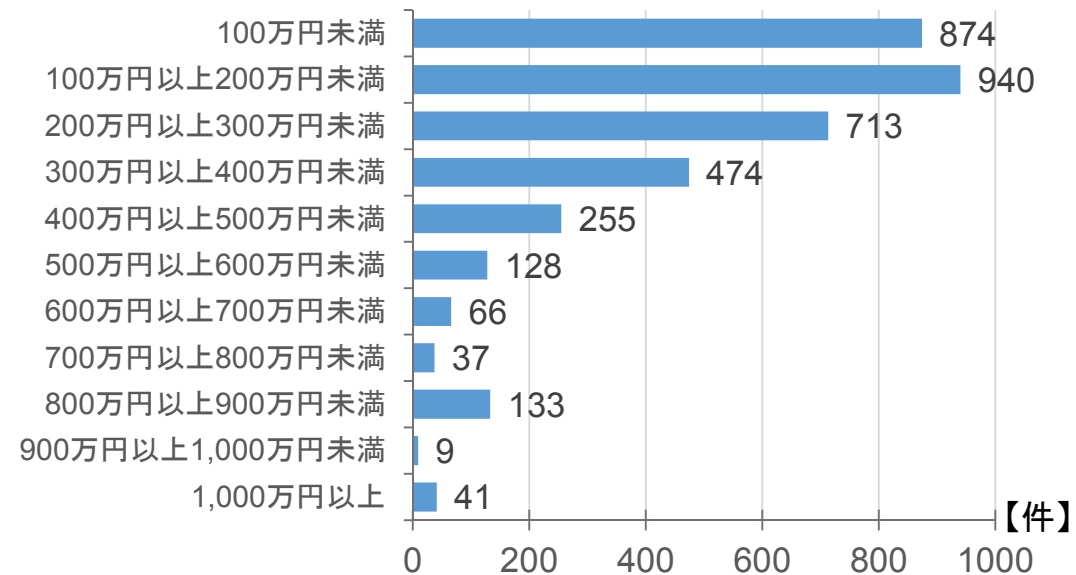
■ 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



■ 相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)

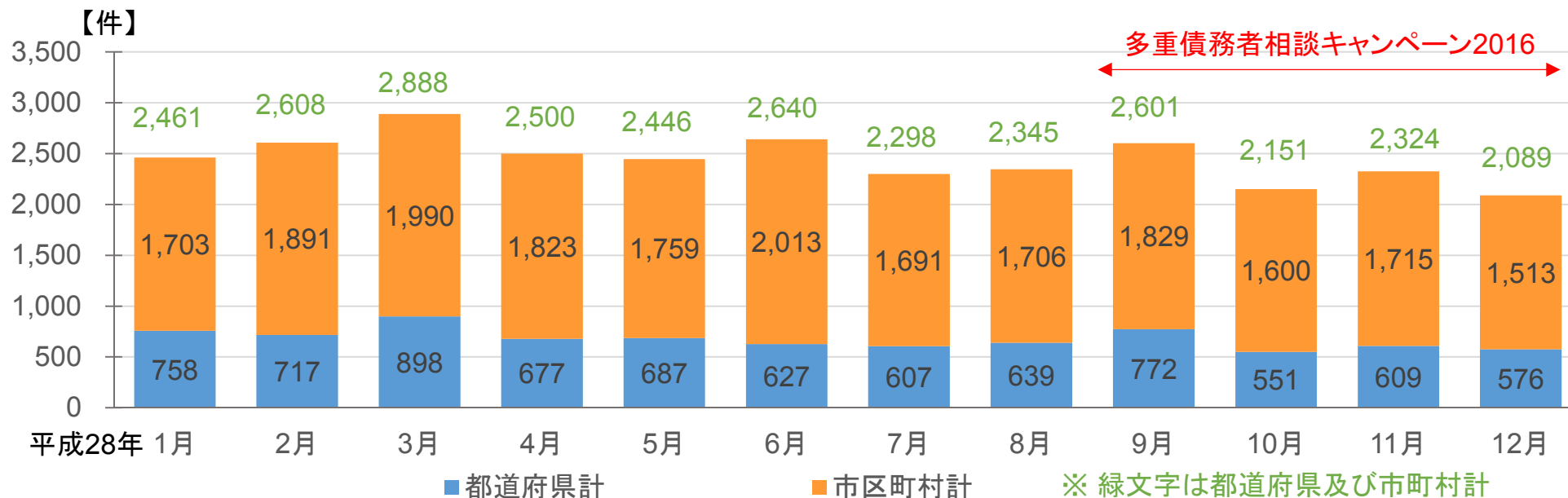


■ 相談者の年収(年収は世帯年収とする)

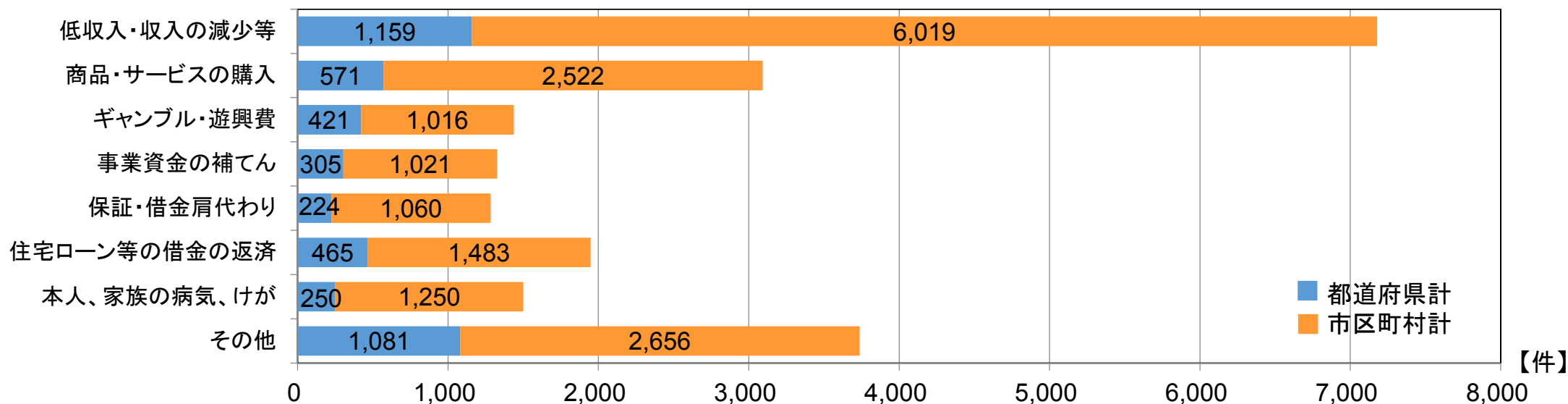


### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況（1）

#### ■ 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移



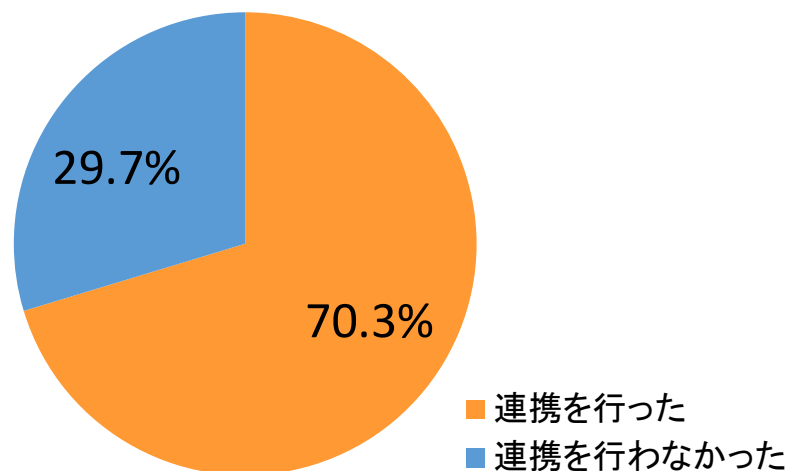
#### ■ 相談者の借金をしたきっかけ(複数回答可)



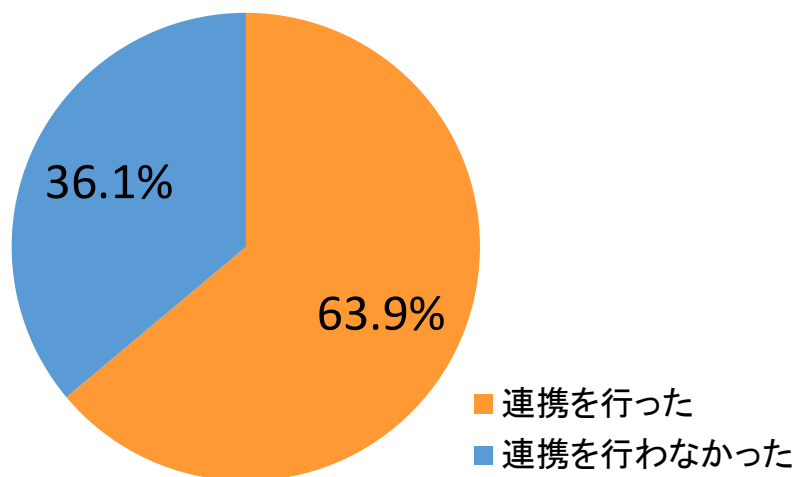
### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況（2）

#### 「多重債務者相談強化キャンペーン2016」における生活困窮者自立支援事業等と相談窓口との連携状況

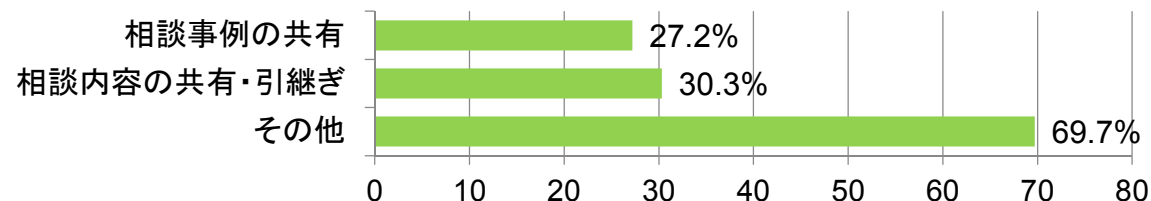
##### ■ 都道府県における連携状況



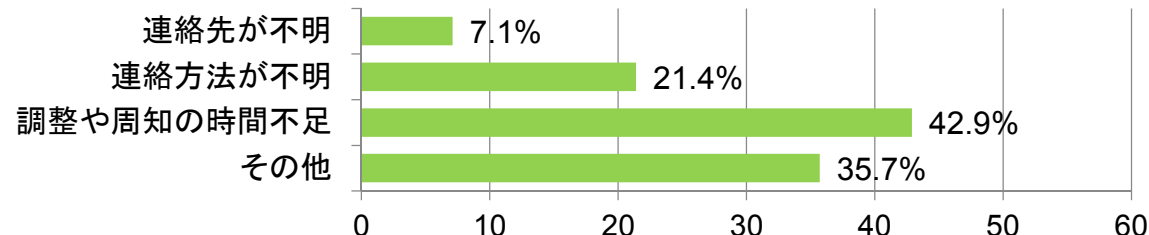
##### ■ 市区町村における連携状況



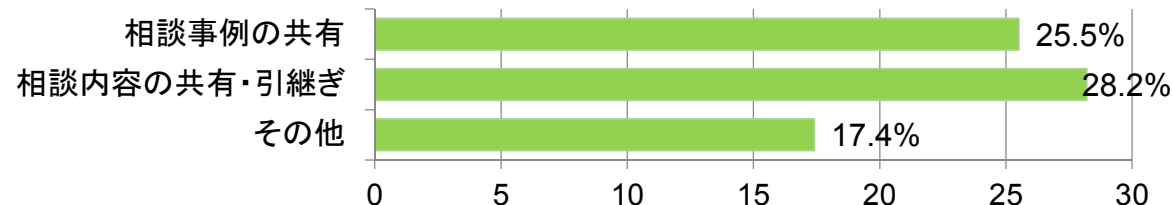
##### ＜連携の内容＞



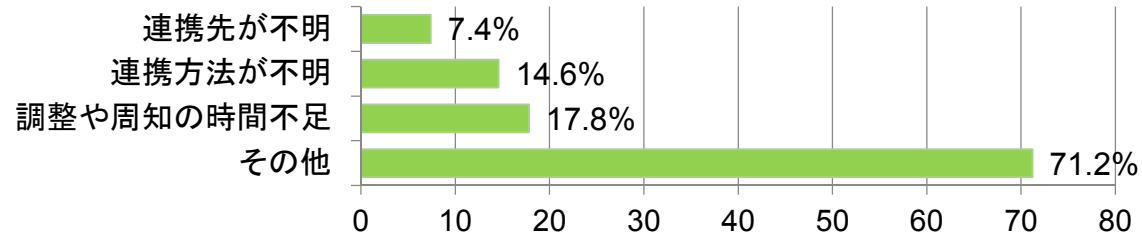
##### ＜連携を行わなかった理由＞



##### ＜連携の内容＞

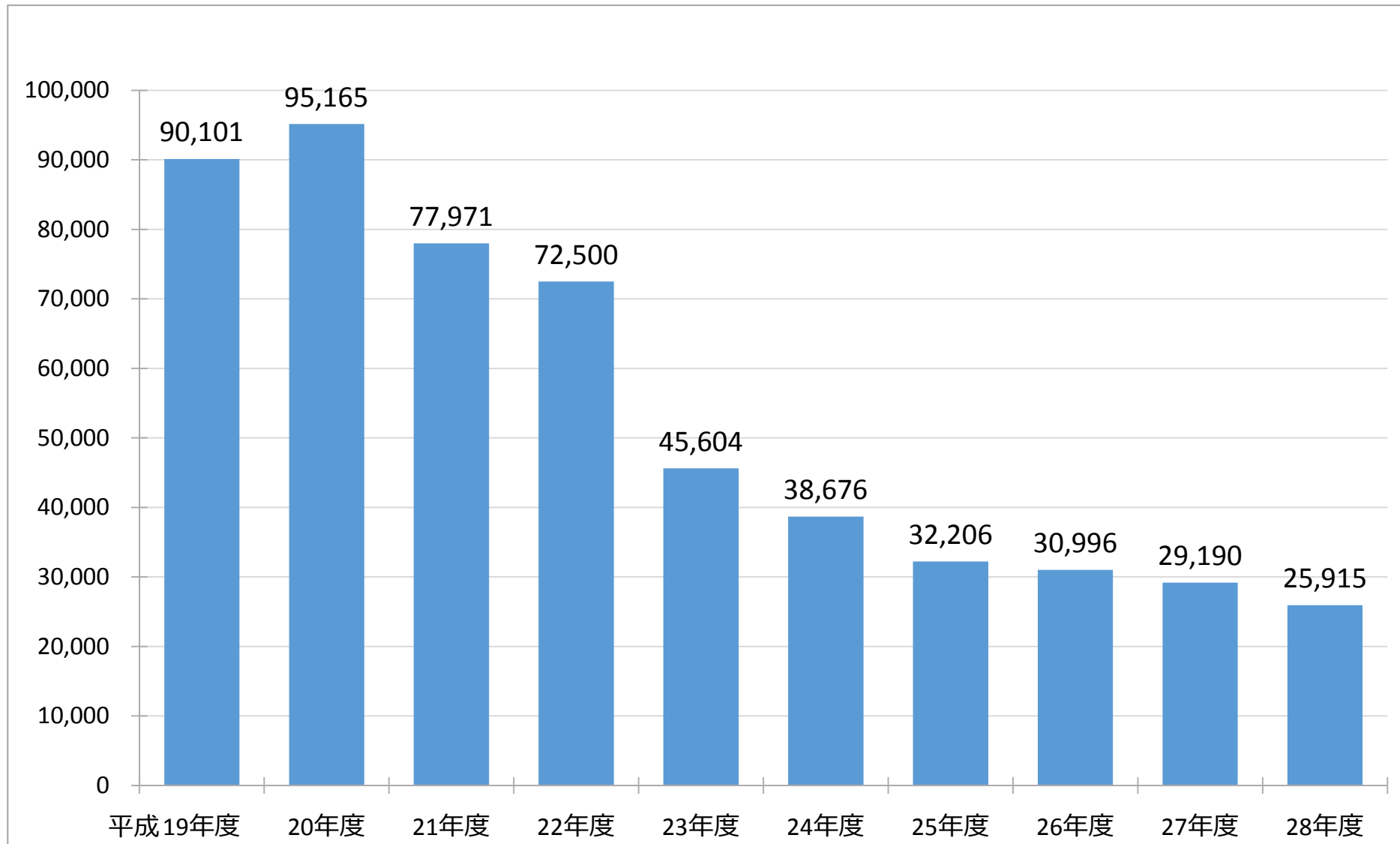


##### ＜連携を行わなかった理由＞



## 4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況（1）

### 1-1. 相談件数(受付年度別推移)

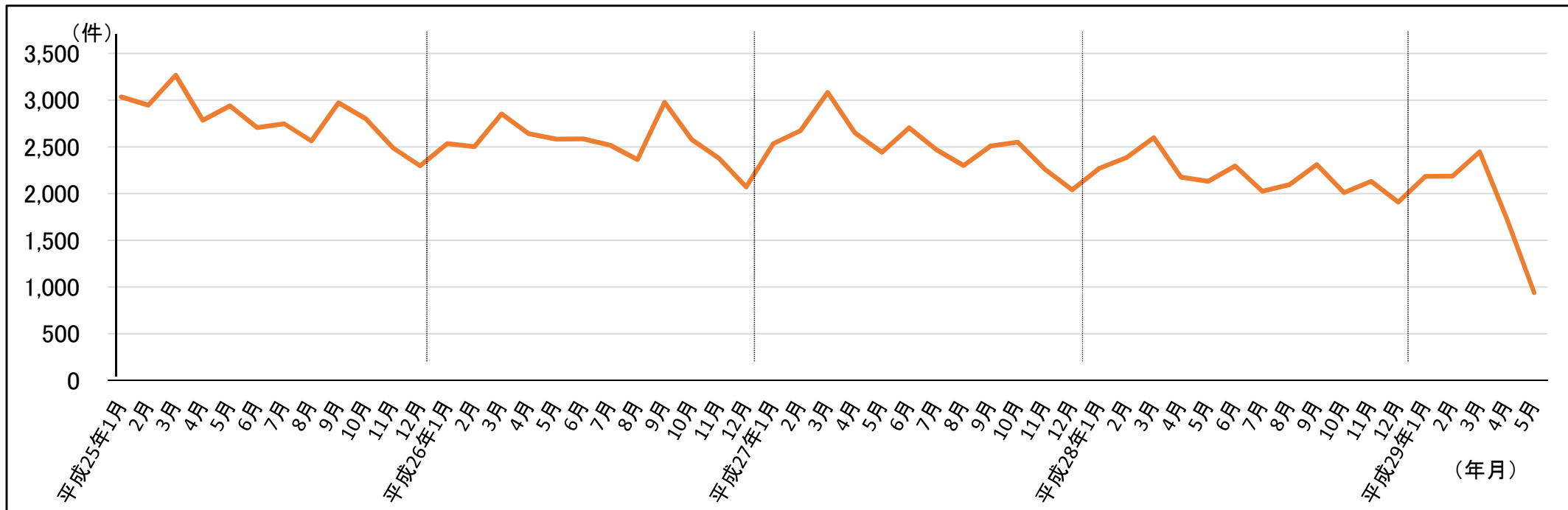


(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた、「多重債務」に関する相談件数。  
(平成29年5月31日登録分まで)



## 4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況 (2)

### 1-2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

### 2. 相談事例

○ クレジットカードでキャッシングやショッピングをしたが返済が難しい。自己破産をしたいが方法を教えて欲しい。

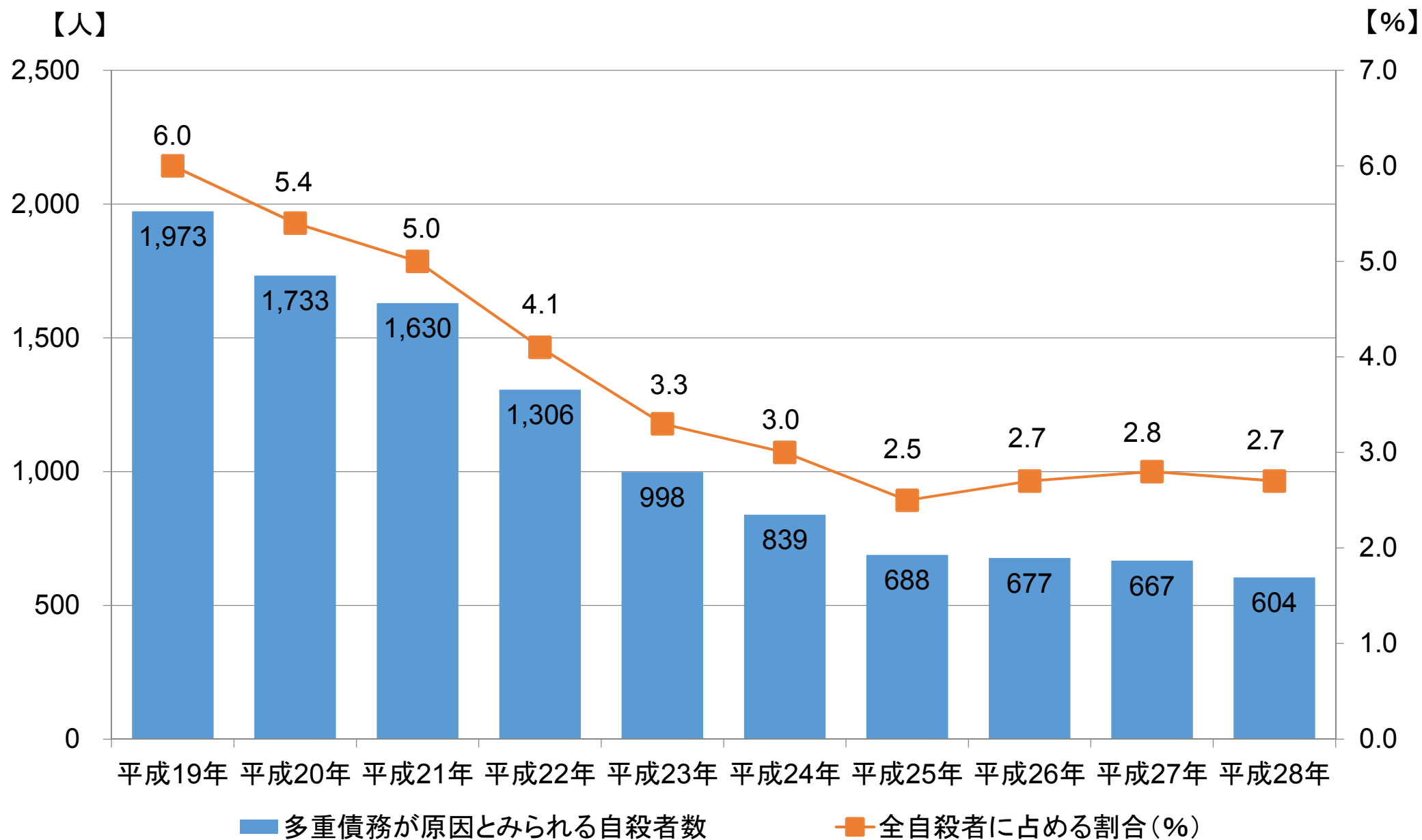
○ 消費者金融5社と奨学金2つの借金が580万円ある。母から支援を受けていたが支払えなくなった。借金整理をどうしたらよいか。

○ 銀行からの借り入れやクレジットカードのキャッシング、車のローンを返済中だが返済が厳しい。どうすればよいか。

○ 買物や消費者金融の借入額が増えたため、夫名義のカードと娘に作らせたカードを使ってショッピングしてきたが返済不能に陥った。

○ 数年前から数社のカードローンを頻繁に利用して多額の債務を抱えてしまった。用途は生活費の不足分だが債務整理は可能か。

## 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

# 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数 (2)

## ■平成28年中の年齢階級別、職業別の自殺者数(原因・動機が多重債務の者のうち)

### (1) 年齢階級別自殺者数

原因・動機別		年齢階級別									合計
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	
負債 (多重債務)	計	0	59	113	154	155	102	18	3	0	604
	男	0	58	105	144	141	95	15	3	0	561
	女	0	1	8	10	14	7	3	0	0	43

### (2) 職業別自殺者数

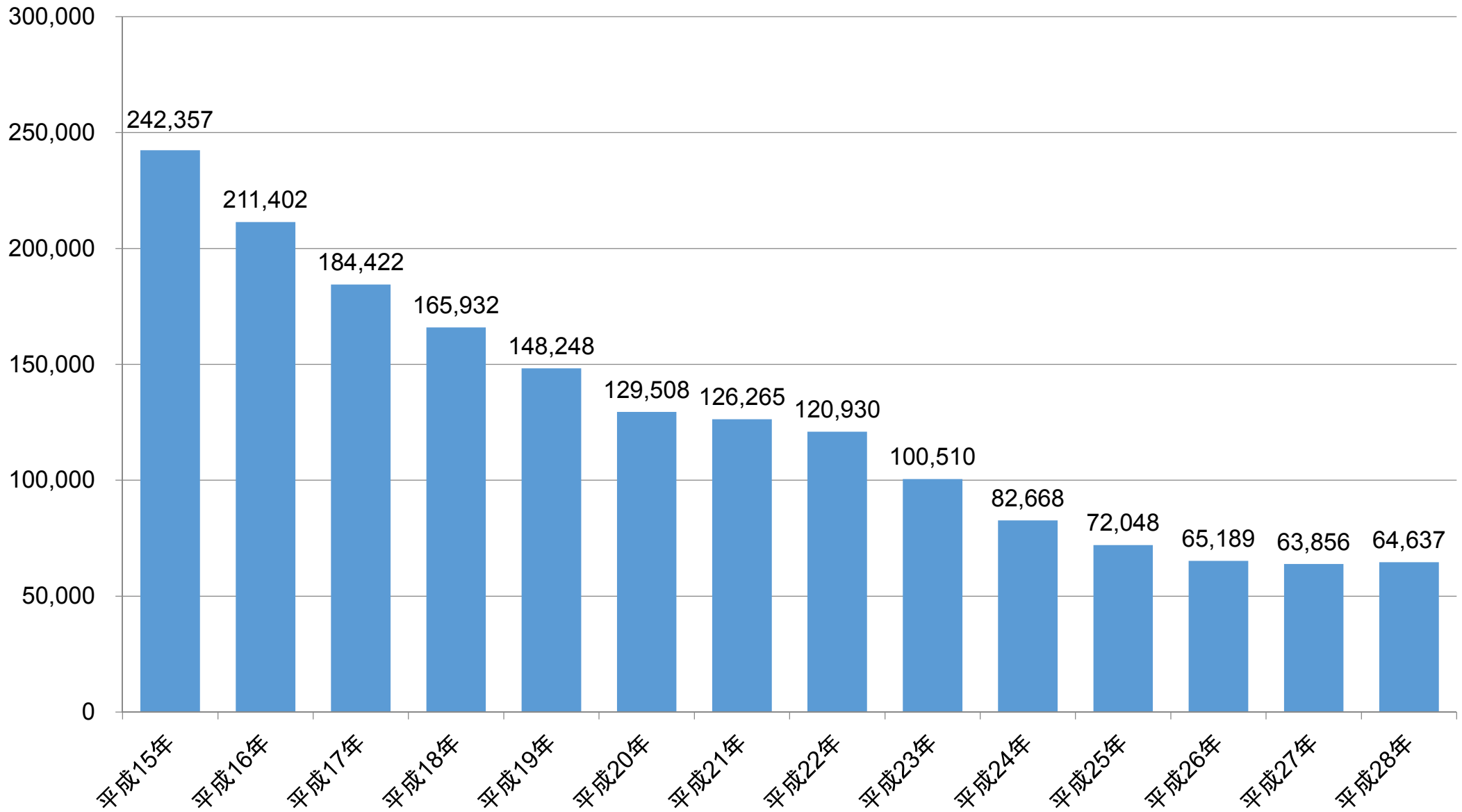
原因・動機別		自営業・家族従業者								被雇用者・勤め人																	
		自営業・家族従業者 合計								被雇用者・勤め人 専門・技術職					被雇用者・勤め人 管理的職業			被雇用者・勤め人 事務職		被雇用者・勤め人 販売従業者			被雇用者・勤め人 サービス従業者				
										農・林・漁業	販売店主	飲食店主	土木・建築業自営	不動産業自営	製造業自営	その他の自営業主	教員	医療・保健従事者	芸能人・プロスポーツ選手	弁護士	その他の専門・技術職	議員・知事・課長以上の公務員	会社・公団等の役員	会社・公団等の部・課長	事務員	販売店員	外交員・セールスマン
負債 (多重債務)	計	10	16	13	25	5	11	50	130	1	6	2	0	10	1	13	7	13	13	9	2	5	4	7	2	2	22
	男	8	16	9	24	5	11	50	123	1	5	2	0	10	1	12	7	11	13	9	2	5	4	5	1	2	20
	女	2	0	4	1	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	2

原因・動機別		被雇用者・勤め人														被雇用者・勤め人 合計	有職者 合計
		被雇用者・勤め人 技能工						被雇用者・勤め人 保安従事者		被雇用者・勤め人 通信運輸従事者		被雇用者・勤め人 労務作業					
		建設職人・配管工	輸送・精密機械工	機械工(輸送・精密を除く)	金属加工工	食品・衣料品製造工	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者	運輸従事者	通信従事者	土木建設労務作業	運輸労務作業	その他の労務作業	その他		
負債 (多重債務)	計	11	0	2	13	7	10	3	4	18	3	14	12	47	38	301	431
	男	11	0	2	13	6	10	3	4	16	3	14	12	43	35	282	405
	女	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	4	3	19	26

原因・動機別		無職											無職者 合計	不詳	合計			
		無職者 学生・生徒等						無職者										
		未就学児童	小学生	中学生	高校生	大学生	専修学校生等	学生・生徒等計	主婦	失業者	利子・配当・家賃等生活者	年金・雇用保険等生活者				浮浪者	その他の無職者	
負債 (多重債務)	計	0	0	0	0	3	0	3	6	40	0	25	1	89	161	164	9	604
	男	0	0	0	0	3	0	3	0	38	0	24	1	81	144	147	9	561
	女	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	1	0	8	17	17	0	43

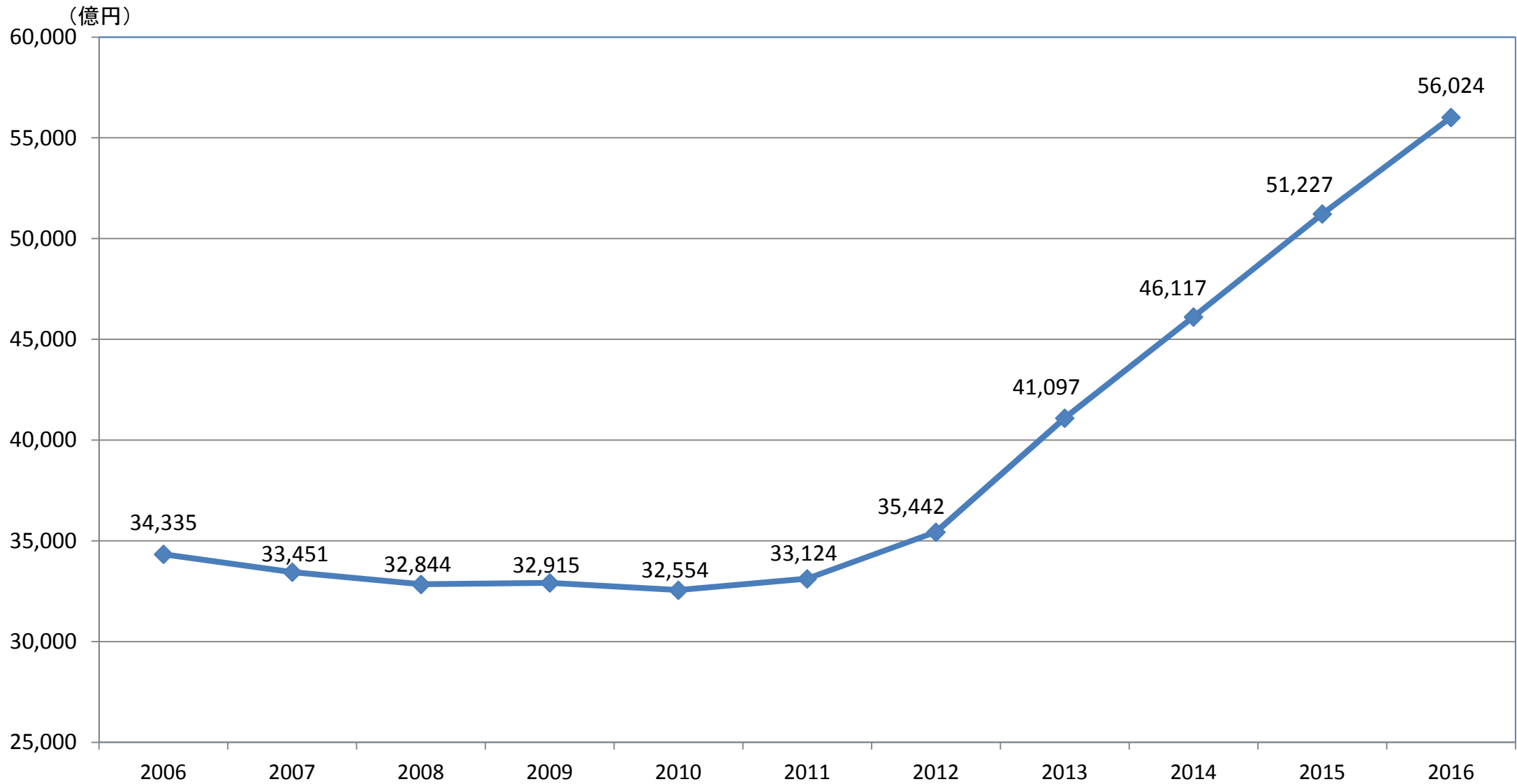
(出典)厚生労働省・警察庁統計

## 6. 自然人の自己破産事件の新受件数



(出典) 司法統計(平成28年は速報値)

## 7. 国内銀行のカードローン等残高の推移



出典) 日本銀行

※「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。

(年度末)

## 8. 銀行カードローンへの取組み

- ✓ 近時、残高が増加している銀行カードローンについて、銀行等に対するヒアリングにより、業務運営等に係る実態把握を実施。把握した課題・問題点に関し、銀行や全国銀行協会と改善に向けた議論を行った。

### 課題・問題点

- 収入証明書に基づく客観的なチェック・牽制が働いていない(証明書不要限度額200~300万円等)  
※貸金業法上、自社で50万円超の貸出等の場合には収入証明書が必要
- 銀行が保証会社の審査に依存し、かつ、融資限度額管理が十分機能していない(他行貸付を勧案せずに融資限度を判定している銀行もあり)
- 顧客属性の変化の把握や途上管理等が不十分

### 全国銀行協会の申し合わせ(3月16日)

- 配慮に欠けた広告・宣伝の抑制
- 収入証明書不要限度額引下げ等により、返済能力を正確に把握
- 自行・他行・貸金業者貸付を勧案して返済能力を確認
- 年収に対する借入額を意識した代位弁済率コントロールを行い、多重債務者増加を抑止。審査目線に関し保証会社と深度ある協議を実施
- 定期的に顧客の信用状況の変動を把握

### 金融庁の今後の対応方針

- ✓ 銀行のカードローン業務の運営状況について、監督指針や全国銀行協会の申し合わせ等を踏まえ、過剰な借入を実効的に防止することができる適切な措置となっているか、引き続きモニタリングを実施し、改善に向けた取組みを求めていく。

## 9. 銀行カードローンの改善に向けた取組みに関する発言(概要)

### 全国銀行協会・小山田会長

- ▶ 各行がカードローン業務の質の向上を図り、多重債務の発生抑制や過剰な借入れの防止につなげていくことが必要。
- ▶ 以下の事項について、会員行に周知。
  - ・「総量規制対象外」、「年収証明不要」といった広告表示が無いかの確認や、アフィリエイト広告の点検を行っているか。
  - ・審査態勢の整備については、各行において、貸金業法との差分の理由についての説明や、過剰な借入れとならないような仕組みを検討すること。申込時の貸付審査に加えて、貸付実施後の途上管理、保証会社と連携した代弁率のコントロールなど、トータルでの与信管理が必要。

### 3メガバンク

#### 《三菱東京フィナンシャルグループ・平野社長》

- ▶ 広告への収入証明書提出基準の記載取止め、テレビCM本数の抑制、若年層に影響の大きい時間帯の放映停止を実施。
- ▶ 収入証明書の提出基準を6月より200万円超から50万円超に見直し。
- ▶ 年収1/3超の借入れをしている利用者の方が、年収1/3以下の借入の利用者よりも代位弁済率が低くなっている。

#### 《三井住友フィナンシャルグループ・國部社長》

- ▶ テレビCMの朝の時間帯の放映停止や、過剰な借入れを促すようなバナー広告等について見直しを実施。
- ▶ 審査態勢について、収入証明書の提出基準を4月より300万円超から50万円超に変更。審査基準をさらに厳格化していく。

#### 《みずほフィナンシャルグループ・佐藤社長》

- ▶ 借入額の年収に対する上限を従来以上に厳しくし、収入証明書の提出を必要とする基準を200万円から50万円に変更。
- ▶ これからも必要であれば、さらなる手立てを打って行きたいと考えている。

# 10. ギャンブル等依存症対策の動向 (1)

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)の附帯決議等を踏まえ、昨年末、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が設置され、関係行政機関の緊密な連携の下、対策強化を検討。本年3月31日、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が取りまとめられた。
- 当該論点整理を踏まえ、各課題への具体的な対策やその実施方法について更に検討の上、本年夏を目途に取りまとめる予定。

## ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理 ～ 多重債務問題関連部分抜粋 ～

### 第5 学校教育、消費者行政等における対応

#### 2 消費者教育・普及啓発【消費者庁】

##### 現状

消費者の家計運営等に関しては、消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、消費者教育の対象領域のうち、「生活の管理と契約に関する領域」として、「適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力」の育成を図っているところである。地方公共団体では、消費者教育推進法に基づいて消費者教育地方推進協議会を設置するなどして、消費者教育を進めているところである。

現状では、ギャンブル等依存症に特化して、消費者向けの注意喚起、教育や普及啓発が、十分に行われていると言えない。

##### 課題

医療、多重債務等各省庁の所管の分野の別を問わず、各相談機関の連携体制を構築し、ギャンブル等依存症に関する注意点や相談先等の必要な情報を、幅広く消費者向けに教育・啓発する。



## 10. ギャンブル等依存症対策の動向 (2)

### 3 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】

#### 現状

多重債務問題に関する相談体制については、「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)に基づき、関係省庁と連携の上、国(財務局等)、地方自治体(都道府県及び市区町村)、法テラス、関係業界等において、多重債務者相談窓口を設置している。また、全国の地方自治体が設置している消費生活センター等においては、多重債務問題やギャンブル等に関連した消費者トラブルについて、相談を受け付けている。

#### 【参考】

○多重債務者相談窓口設置状況(平成27年9月末現在)

国:11 財務局等、都道府県:47 団体、市区町村:1,723 団体(市区町村の約99%)

○消費生活相談窓口設置状況(平成28年4月現在)

全地方自治体に設置(消費生活センター799カ所)、消費生活相談員:3,393人

多重債務者相談窓口等にはギャンブル等に関する相談も寄せられるが(例:消費生活センター等では、平成27年度で約600件)、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分ではない。

また、金融庁では、多重債務問題を含め、金融行政・金融サービスに関する一般的な相談等を受け付ける金融サービス利用者相談室を設置しているが、他の相談拠点との連携をしていない。

#### 課題

現在、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関(相談拠点や専門医療機関等)が十分に整備されておらず、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口、金融サービス利用者相談室等(以下「多重債務相談窓口等」という。)を利用する相談者が、ギャンブル等依存症であると思われる場合に、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関へ案内するなどの連携が十分に行えていない状況にある。このため、ギャンブル等依存症患者が早期に必要な相談や治療を受け、多重債務対策、消費者トラブル対策等にもつながるよう、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関が早急に整備されるとともに、多重債務者相談窓口等との連携体制を構築することが重要である。

また、多重債務者相談窓口等の相談員は、必ずしもギャンブル等依存症に関する理解・知識が十分とはいえないため、的確に相談実務が行えるよう、相談員に対する専門的な研修を実施するなどにより、ギャンブル等依存症に関する理解・知識の向上を図る必要がある。さらに、多重債務者相談窓口において、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施等を整理した対応マニュアルを整備する必要がある。

## 10. ギャンブル等依存症対策の動向 (3)

### 4 日本貸金業協会における対策【金融庁】

#### 現状

現状では、多重債務問題の解決の一環として、平成22年10月から貸金業の自主規制団体(日本貸金業協会)が、浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、当該本人が自粛対象者である旨の情報の登録を個人信用情報機関に依頼することにより、その登録情報の提供を受けた消費者金融会社等による貸付けの自粛を促す取組を行っている。

#### 課題

現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、ギャンブル等依存症に対応した取組として業界の自主規制(日本貸金業協会の運用規則)を整備するとともに、幅広く制度の周知を行い活用促進を図ることを検討する必要がある。

### 5 銀行の個人向け融資における対策【金融庁】

#### 現状

現状では、銀行の個人向け融資を通じ、ギャンブル等依存症患者がギャンブル等の資金を借り入れる可能性がある。

#### 課題

銀行の個人向けカードローンについて、現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、日本貸金業協会による貸付自粛に係る取組等も参考にしつつ、ギャンブル等依存症患者に対する貸付けの在り方を検討する。